## ○○幼稚園運営規程

(施設の目的及び運営の方針)

- 第1条 この幼稚園(以下「当園」という。)は、義務教育及びその後の教育の基礎を培 うものとして、入園する子どもを保育し、子どもの健やかな成長のために適当な環境を 与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。
- 2 当園は、教育基本法(平成 18 年法律第 120 号)、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)及び子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)その他の関係法令並びに関係条例を遵守して運営する。

(提供する教育の内容)

第2条 当園の教育課程その他の教育の内容は、園則第○条に定めるとおりとする。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

- 第3条 当園に置く教職員組織は、園則第○条に定めるとおりとする。
- 2 前項の職員の職務は、学校教育法その他の関係法令の定めるところによる。

(教育を行う日及び時間並びに教育を行わない日等)

第4条 当園の教育を行う日及び時間並びに教育を行わない日等は、園則第〇条に定める とおりとする。

(保護者から受領する利用者負担)

- 第5条 当園においては、札幌市子ども・子育て支援法施行条例(平成26年札幌市条例 第48号。以下「条例」という。)第14条第1項の規定により、園児の居住する市町村 が定める額の基本保育料を保護者から徴収し、当該市町村から施設型給付費等を法定代 理受領する。
- 2 上乗せ徴収をする場合:条例第 14 条第 3 項の規定に基づき、当園の教育の質の向上 を図るため、表 1 に掲げる費用について、保護者から特定保育料の支払を受けるものと する。

## 表 1

項目	内容及び負担を求める理由・目的	金額	徴収時期
○○レッスン代	○○のレッスンを行うための講師謝	〇〇円/年	○月○日
	礼及び教材料費のため。		
入園受入準備金	入園手続きに係る事務経費のため。	〇〇円	入園時

3 実費徴収をする場合: 当園は、条例第14条第4項の規定に基づき、表2に掲げる費用について、保護者から支払を受けるものとする。ただし、食事の提供に要する費用のうち、教育・保育給付認定を行った市町村が免除の決定を行った支援法第19条第1号の子ども(以下「1号認定子ども」という。)の副食の提供に要する費用を除く。

表 2

項目	内容及び負担を求める理由・目的	金額	徴収時期
主食費	食事の提供に要する費用のうち主食にか		
	かる費用であり、3歳児クラス以上の子	〇〇円/月	毎月〇日
	どもの給付費に含まれないため。		
副食費	食事の提供に要する費用のうち副食にか		
	かる費用であり、3歳児クラス以上の子	〇〇円/月	毎月〇日
	どもの給付費に含まれないため。		
○○保険料	○○○の際に給付を受けるため。	〇〇〇円/月	○月○日

- 4 当園においては、前項に規定する費用のほか、必要に応じ、教育の提供において通常 必要とされるものであって入園する子どもの教育・保育給付認定保護者に負担させるこ とが適当と思われる費用について支払を受けるものとする。
- 5 第2項から第4項の費用については、書面により保護者に事前に説明し、保護者の同意を得たうえで徴収する。上乗せ徴収をする場合:また、第2項の費用については、文書により保護者の同意を得るものとする。
- 6 第1項から第4項までの利用者負担の支払いを受けたときは、第1項から第4項まで の費用の区分ごとに、当該費用に係る領収証を保護者に交付する。

(子どもの区分ごとの利用定員)

第6条 当園の1号認定子どもの利用定員は、○人とする。

(利用の開始及び終了に関する事項等)

- 第7条 当園の入園、退園、休園、修了等に関する事項は、園則第○条に定めるとおりと する。
- 2 本園は、1号認定子どもの利用定員の総数を超える利用の申込みについて、条例第7 条第2項の規定により、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、本園の教育理 念に基づく選考等、事前に園長が定めて保護者に明示した公正な方法により選考する。
- 3 前項の選考の方法その他入園に必要な手続は、毎年度、募集要項を定めて明示する。

(緊急時における対応方法及び非常災害対策)

第8条 当園は、園児の安全の確保を図るため、学校保健安全法(昭和33年法律第56

- 号)第27条の規定により学校安全計画を策定し実施するとともに、同法第29条第1項の規定により危険等発生時対処要領を作成し訓練等を行う。
- 2 本園は 学校保健安全法及び条例第 33 条に従って、市町村、保護者等への連絡、警察 署その他の関係機関との連携を図る。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第9条 当園は、子どもの人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

附則

この規程は、令和○年○月○日から施行する。